

質 問 回 答 書

2020年9月4日

「全世界 2020 年度案件別外部事後評価:パッケージⅢ-1(QCBS)」

(公示日:2020年8月12日/公示番号:20a00170)について、質問と回答は以下の通りです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	P11 3 (2) 安全配慮と現地調査範囲	定性調査の実施の想定に関する記載がないようです。各案件について、定性調査の実施が想定されているかどうか教えてください。	特に想定しておりません。
2	全体	「沿岸警備通信システム強化計画」の協力準備調査報告書では多くの部分が非公開となっています。同報告書以外の情報はありますか？	現時点でお渡しできる配布資料は、これ以外にありません。
3	P.14 第 2 章 4.(11) 評価報告書(案)の作成	「沿岸警備通信システム強化計画」については、報告書要約版を作成することになっています。この要約版の作成目的、ページ数、想定読者についてご教示ください。	通常、事後評価報告書は全文公開していますが、全文公開することで治安対策上の問題が生じる可能性があるものは、公開に適さない情報を省略した要旨の形で報告書内容を公表しています。本件につきましても、右対応を行うことを想定しています。ページ数は特に決まりはありませんが、これまでの事例では数ページ程度となっています。 (参考:これまでの事例) 1. ヨルダン「空港治安対策強化計画」 https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_0960880_4_f.pdf 2. パキスタン「空港保安強化計画」 https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf

			/2018_1360330_4_s.pdf 3. ミャンマー「全国空港保安設備整備計画」 https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_1261090_4_s.pdf
4	全体	「台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクト」のプロジェクト概要が掲載されている貴機構のウェブページ（URL： https://www.jica.go.jp/project/philippines/011/outline/index.html ）に記載されている上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、投入は、本事業のフィリピン側実施機関の合意が得られているものでしょうか？	基本的には先方と合意した内容に基づき記載しています。
5	全体	「台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクト」の事業事前評価表の作成日が「2015年12月17日」と記載されていますが、ウェブページ（URL： https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=1303201&schemes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search ）には評価年度が「2013」と記載されています。実際の事業事前評価は2013年度に実施されたという理解でよろしいでしょうか？	本件はファストトラック制度*適用案件であり、事業開始後に事前評価表を作成したため作成日が2015年になっているものです。 *ファストトラック制度については国際協力機構史（157頁）をご参照ください。 https://www.jica.go.jp/about/history/ku57pq00002jr4ze-att/list01_02_01.pdf
6	全体	「台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクト」のファイナルレポート（Ⅰ）要約（P.1-1）には、「本調査は、2014年1月に開始され」と記載がありますが、事業事前評価表及びウェブページ（URL： https://www.jica.go.jp/oda/project/1303201/index.html ）には調査期間/協力期間が「2014年2月～」と記載があります。どちらが正しいのでしょうか？	本件は災害被害に対し迅速な協力を行うことを目的としていたため、当初2014年2月開始を予定していましたが、業務開始が1月に前倒しされた結果、ファイナルレポートには1月と記載されています。
7	P.12 第2章 3.(2) 2) フィリピン：台風ヨランダ災害緊急復旧復興	「クイックインパクト事業を実施した11の地方自治体については、業務従事者が現地調査補助員とともに踏査して情報を収集する」と記載がありますが、ファイナルレポート（Ⅱ）によると、クイックインパクト事業を実施した地方自治体は12カ所ありま	失礼しました。脚注にアブヨグを追加するとともに、「クイックインパクト事業を実施した12の地方自治体については、業務従事者が現地調査補助員とともに踏査して情報を収集する。残

	支援プロジェクト	す。(P.12の脚注には、QIP18が実施された「アブヨグ」の記載がありませんでした。)業務従事者は、アブヨグも含めたクイックインパクト事業を実施した12の地方自治体について、現地調査補助員とともに踏査するという理解でよろしいでしょうか？	り6地方自治体については、現地調査補助員による踏査、質問票回収・メール・電話等により情報収集を行う。」に修正します。
8	P15 1. プロポーザルに記載されるべき事項 (2) 業務の実施方針等 p.17 5.見積書作成にかかる留意事項	<p>左記の「業務の実施方針等」では、コロナ禍の影響で現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性が述べられており、その場合に事前に実施できる国内業務について提案があれば制限ページ数外での提案が期待されています。</p> <p>事後評価業務の場合は、日本人コンサルタントの現地渡航が当初予定から延期になる場合が想定されます。その場合、①日本人コンサルタントの国内作業の追加分、②現地補助員の現地作業と現地業務費の追加分、の両方あるいはどちらかの追加費用の可能性があると考えられます。</p> <p>以上の追加費用については、「5 見積書作成にかかる留意事項」の中で別見積書作成の指示は書かれておりませんが、①と②に関する追加費用についてはいずれも別見積書として作成し、プロポーザル時に提出するということがよろしいでしょうか。</p>	今後のコロナウイルスの蔓延の状況により、業務従事者の渡航が延期となった場合は、その時点で今後の調査方針を検討の上、必要に応じて変更契約を行いますので、プロポーザル提出時の別見積書作成は不要です。
9	p.17 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 5.見積書作成にかかる留意事項	(3)一般業務費のうち、特殊傭人費、車両借上費、国内航空賃については、定額を見積書に計上するとあるが、現地調査補助員の日当・宿泊費については、定額に含まれず、「現地調査補助員の日当・宿泊費」の費目として、本見積書に計上するとの理解でよいか。	ご理解の通りです。
10	p.17-18 5.見積書作成にかかる留意事項	(5)旅費(航空賃)については、フィリピンはエコノミークラス 300 千円、スリランカはビジネスクラス 500 千円、エコノミークラス 300 千円がそれぞれ計上すべき単価として示されている。 上記の単価は一往復あたりの単価か、あるいは現地調査 2 回分の二往復分の単価か？	一往復あたりの単価です。 業務従事者が対象国に居住している場合は経費が掛からないと想定されるため、計上不要です。

		<p>仮に業務従事者がいづれかの対象国に居住している場合は、当該国の旅費(航空賃)については、計上しないことも可能か？あるいは公平な競争性の確保の観点から、対象 2 ヶ国の旅費(航空賃)については、上記の定額単価を必ず見積もりに計上しなければならないか？</p>	
11	<p>P13 4. 業務の内容(4) 評価に必要な情報の収集・整理(現地調査)</p>	<p>実施中の案件につきましては、直営人材について渡航再開が認定された国(8 か国(タイ、ベトナム、マレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、スリランカ、セントルシア))及び第二バッチで検討が進む国(チュニジア、中国、ジャマイカ、トルコ、英国、米国、仏国、ジョージア)以外の国については、「2021 年 4 月の渡航再開を想定時期として業務計画を見直してください。」との通達が正式に貴機構ご担当者および ECFA より来ている状況です。</p> <p>上記に従うと、フィリピンは 2021 年 4 月以降の渡航再開を想定することとなりますが、本調査については、10 月以降渡航再開を前提とした現地調査の実施で宜しいのでしょうか。それとも、2021 年 3 月までは業務従事者は渡航はしないという前提で提案したほうが良いのでしょうか。</p>	<p>本案件については、企画競争説明書の記載に基づいた条件で、10月以降の現地調査についてプロポーザルでの提案をお願いします。</p> <p>その上で、第3章に記載されている通り、「プロポーザル及び見積書は本企画競争説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。」についても提案をお願いします。</p> <p>なお、実際の現地渡航時期については、現地状況にも鑑み、契約交渉時及び締結後にご相談させて頂くこととなります。</p>
12	<p>p11 (2) 安全配慮と現地調査範囲</p> <p>p12 2) フィリピン: 台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロ</p>	<p>「業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、(省略)事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的でない等の場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査により実施する」とある。また、「原則、以下に示す関係省庁、及びクイックインパクト事業(15事業)の全サイトの現状把握を行うことを想定する」とある。これらのことから、クイックインパクト事業の現状把握については、対</p>	<p>右後段に記載の通り「クイックインパクト事業の全サイトの現状把握を行うことを想定」とありますので、対象地方自治体への聞き取りのみならず、サイトにおいての実際の踏査も行っていただく想定です。</p> <p>なお、クイックインパクト事業の合計数とも22事業となりますので、合わせて修正いたします。</p>

	ジェクト	象地方自治体を通じて行うとの理解でよいか？	
--	------	-----------------------	--

以上